

3. 学生支援室

3-1 学生支援室の役割について

- ① 担任と副担任が学生の相談役になりますが、他の教員や事務局も学生生活を支援していきます。担任は、学生支援室という機関へ学生を結びつけるパイプ役も行います。
- ② 学生支援室は、学生の学内外での生活全般を支援する機関です。学生支援員は、室長の副校長と補佐員、学生相談員、アドバイザーで構成され、学生の生活相談を請け負います。
- ③ 学生支援室のおもな役割は以下の通りです。

<在留管理・支援>

外国人留学生の出席管理に関わる以下の相談・指導をおこないます

- (1) 資格外活動の(アルバイト)の管理
- (2) 在留期間更新・変更取次
- (3) 授業の出席管理、出席率が悪い学生の指導(学務部の出席管理と連携)
- (4) その他、在籍管理・支援に関連する業務

<生活指導>

外国人留学生の寮生活・生活マナー等のサポート・生活指導をおこないます

- (1) 寮の確保・学生への提供
- (2) 寮生活の管理
- (3) 外国人留学生に対する生活習慣・マナー等の指導
- (4) 学費未納・授業懈怠による(学務部との連携)
中途退学の防止
- (5) その他、生活指導に関連する業務
中途退学の防止

<経済的支援>

外国人留学生の学費に関する相談・支援に関する業務をおこないます

- (1) 奨学金に関する情報提供、申請の仲介・支援
- (2) 学費減免・授業料分割納入に関する相談受付・支援
- (3) その他、経済的支援に関連する業務

<アルバイト支援>

外国人留学生のアルバイトに関する相談・支援をおこないます

- (1) 学生のアルバイト先の開拓・仲介
- (2) 終了状況の確認
- (3) アルバイト先との定期的な情報交換
- (4) その他、アルバイト支援に関連する業務

<就職支援>

就職に関する相談・支援をおこないます

- (1) 就職先の開拓・仲介
- (2) 就職先に関する情報提供
- (3) 就職先の調査(法令遵守の状況、雇用状況等)
- (4) 就職先に関連する学生との個別面談
- (5) その他、就職支援に関連する業務

<学生相談>

学生の相談全般をおこないます

- (1) 学生相談
- (2) 学生生活に関連する種々の情報提供
- (3) 学生が抱える課題・トラブル等の解決のための支援
- (4) その他、学生相談に関連する業務

4. 学院生活の支援

4-1 アルバイト支援

学院では、学生一人ひとりの希望や授業時間を考慮し、適切なアルバイト先を紹介します。なお、外国人留学生については、**出入国管理及び難民認定法**により1日7時間 週28時間以内の就労制限が定められていることから、本校では学生のアルバイト状況を適切に把握・管理するため、アルバイトの最新情報をシステムに登録してください。

※ 夏休み・冬休み等の「長期休業期間中」に限り、1日8時間・週40時間まで働くことが認められます。

4-2 学生寮

遠方から入学する学生や一人暮らしに不安を感じる学生を対象に、学生寮制度を設けています。安心して生活できる環境を提供するとともに、通学の利便性や生活面での負担軽減を図っています。学生寮での生活を通じて、規則正しい生活習慣や学生同士の交流を深めることができます。

※共同生活において他者に迷惑となる行為を行わないことが求められます。規則に違反した場合、退寮等の措置が取られることがあります。

4-3 留学生在留更新サポート

留学生が安心して学業を継続できるよう、在留資格の更新に関するサポートを行っています。在留期間更新手続きに必要な書類や申請の流れについて案内し、期限管理や手続き上の注意点についても指導してサポートします。留学生が日本での学生生活を円滑に送れるよう、適切な支援体制を整えています。

※外国人新入生の在留期間更新に必要な書類は、**入学金の納入確認後、入学許可書と併せて発行します。**

入学後のビザ更新については、よくシステムの掲示板を確認してください。分からないことがあれば、学生支援室に相談してください。

4-4 インターンシップ

学院では、学んだ知識や技能を実際の現場で活かす機会として、インターンシップ制度があります。

観光や介護の関連企業、関連施設との連携により、実務経験を通じて職業理解を深めることができます。インターンシップへの参加にあたっては、事前指導や振り返りを行い、学習効果の向上を図ります。

4-5 課外授業

授業時間外においても学びを深めるため、課外授業制度を実施しています。

施設見学、フィールドワーク、特別講義などを通じて、教室内では得られない実践的な知識や経験を勉強できます。

専門分野への理解を深め、学習意欲の向上につなげます。

4-6 就業支援サポート

卒業後の就職を希望する学生に対し、就業支援サポートを行っています。企業情報の提供、また、履歴書の書き方指導や面接練習を行い、就労に必要な基本的なマナーやコミュニケーション能力の向上をサポートします。無理のない就労を心がけ、就職活動を総合的にサポートします。

学生一人ひとりの適性や希望を踏まえ、納得のいく進路選択ができるよう支援します。

4-7 進学支援サポート

さらなる専門性の向上や学びの継続を希望する学生に対して、進学支援サポートを行っています。志望校選定から出願書類の作成、面接対策まで、個別の相談に応じながら丁寧に支援します。

将来の進路を見据えた進学が実現できるよう、きめ細かなサポートを行います。

4-8 キャンパスマナー

- ① 学ぶ目的を見失わず健康に留意して規則正しい生活を心がけて学業に励みましょう。
- ② 講義が始まる5分前には教室(現地)に集合し、遅刻・欠席を増やさないよう気を付けましょう。
- ③ 校舎内は土足での生活が可能です。校舎に入るときは靴底の汚れをマットでふき取り校舎はきれいに使用しましょう。
- ④ 使用していない教室の電気は消して節約を心がけましょう。
- ⑤ 社会人として恥ずかしくない言動を身に着けるために、学校では丁寧語を上手に使いこなしましょう。
- ⑥ 学院内では、全面禁煙・禁酒となっています。日本では法律上20歳未満の人は、飲酒・喫煙は禁じられています。
- ⑦ ゴミの分類について、学院は燃えるゴミとプラを分別しています。環境保護、経費削減のためにもゴミの分別にご協力ください。

4-9 国民年金

20歳以上の学生は、全員国民年金に加入することになっており、原則として毎月国民年金保険料を納める必要があります。

在学期間中の保険料を後払いできる**学生納付特例制度**がありますが、この学生納付特例制度の適用を受けるためには、学生本人の申請が毎年度必要です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。学生納付特例制度の申請については、最寄りの年金事務所又は住民登録をしている市役所・役場の国民年金担当窓口で行ってください。(学院では取り扱っておりません)

学院の留学生のみなさんへ

年金の手紙(支払い用紙)が、みなさんの小樽の住所に届きます。

手紙が届いたあと、

- 在留カード
- 学院の学生証

を持って、小樽市役所の**保険年金課(窓口 15 番)**へ行ってください。そして、**学生納付特例制度**の申し込みをしてください。

4-10 国民健康保険への加入

日本に住む留学生は「国民健康保険」への加入が義務付けられています。保険に加入し、毎月の保険料を正しく支払っていれば、病院での治療費が「30%」の負担で済みます。

学院の留学生のみなさんへ

小樽市に引っ越してきたあと、**小樽市役所の保険年金課(窓口 15 番)**へ行ってください。

小樽市の**国民健康保険**の手続きをして、加入してください。

そのあと、毎月の**保険料の支払い用紙**が届きます。支払いは、コンビニで自分で払ってください。

支払いを滞納すると、病院で全額自己負担となるだけでなく、ビザの更新が不許可になる理由にもなります。よく、注意してください。